

令和5年度
北広島市保健福祉計画検討委員会
第4回 高齢福祉部会

日時： 令和5年11月22日（水） 18時30分～20時00分

場所： 北広島市役所 3階 3D会議室

◇北広島市保健福祉計画検討委員会高齢福祉部会

出席者

三瓶委員（部会長）・對馬委員・伊藤委員・白崎委員・三木委員

欠席者

齊藤委員・櫻井委員・島谷委員

◇事務局

工藤高齢者支援課長・林福祉総合相談室参事・山田高齢者支援課主査・宮下高齢者支援課主査・
浜山健康推進課主査・中西高齢者支援課主任

◇傍聴者 1名

《議事概要》

1 開会

2 部会長あいさつ

3 協議事項

(1) 北広島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について

事務局：（説明）

部会長：事務局の説明について、質疑、意見等はないか。

委員：今後の流れについて、来週（11月27日）開催の保健福祉計画検討委員会（全体会）で第9期介護保険事業計画の内容がほぼ決まることになるのか。

事務局：来週の保健福祉計画検討委員会（全体会）で、事務局で計画案を提示、12月の下旬から1月の下旬にかけてパブリックコメントを実施する予定である。市民の意見を聴いて内容によっては修正を行い、大きな修正がある場合は、2月にもう一度高齢福祉部会を開催し、各委員へ修正の説明を行う。大きな修正がなければ2月上旬の保健福祉計画検討委員会（全体会）で決定する流れを予定している。

委員：介護人材について、人材確保の中で学生にサポート（就労）してもらうことはあり得るか。今後、当別町から北広島市に北海道医療大学が移転し、その学生が2～3時間程度で仕事をするような仕組み作りをする可能性はあるか。

事務局：可能性としてはあり得ることだと思う。どの職種においても人材不足が懸念されている中において、学生も対象とした上で考えていかなければならない。

委員：第9期介護保険事業計画【案】のp35『人材確保対策』の項目について①から⑤まで記載しているが、⑥『介護マッチングシステム導入の可否についての検討』という項目を加えることはできないか。以前お話ししたが、マッチングシステムの導入について実効性のあるものなのか、費用対効果がないものなのか、または効果が見込まれ、第10期介護保険事業計画期間に実施すべきとなるのか等、3年間かけて検討すべきと思う。汎用のシステムをつくって、就労志望の方と人材を求めている企業のマッチングをすれば、就労に繋がるものと思う。そのための検討を第9期介護保険事業計画期間にすべきと考えるがどうか。

委員：通常の求人を出しても反応がない状態であり、市の方でも介護従事者人材バンク事業を実施してみたが、就労条件が合わず結果に結びつかなかった経過がここ数年あり、今後、市で改めてマッチング事業をすることは、難しいように思う。

委員：求人の方について、例えば8時間労働と提示し働く方はあまりいないと思うが、学生等1週間で3時間だけという形でアプローチをすれば、反応がないということにならないのではと思う。

部会長：マッチングをしたいが、人がいない。学生については、当法人と星槎道都大学が連携協定を結んでインターンシップ制度を実施しており、当施設でインターンシップとして働いた学生は単位をもらえる仕組みとなっている。インターンシップという制度に基づいているもので、アルバイトとなると単位をもらえないところである。

委員：教育の一環としてはそうであると思うが、現実に賃金を求める学生と求人をする事業所という関係だけを考えている。学生に限らず一般の主婦や高齢の方でも、週に2回程度であれば働きたいという人がいるかもしれない。すぐ始めるのではなく、そういった可能性が

あるかどうかを検証してほしいと思う。また、マッチングシステムの開発についてプロジェクトチームをつくり、知恵を寄せ集めてシステムを作れないのか、作れないのであれば汎用のものを利用できないのか等を検討してみたらよいと考える。費用対効果の問題等について、市場調査のように学生等に意見を聞き取りする等、検討をする場を設けてほしいと考える。

部会長：基本計画の中で、対策という表現を使用しており、検討となると対策とは違った意味合いになるので、もし文言を記載するとすれば、p32『基本目標 2 介護保険サービスの充実』の欄に記載をすると、今後、人材確保について考えていくという目標を持てるのかと思う。p110『北広島市介護サービス連絡協議会』とあり、協議会でも人材確保については問題になっているところである。今の案は具体的な一つの案であるが、一つの案だけでは難しい場面もある。外国人のことにに関しては以前にも話が出たが、外国人の方に対して支援がないのではなく、対象の資格を持っていれば、現在、市で支援を行っている。対象の資格を保有していれば支援ができるが、外国人労働者の中で基準を緩めることができないのかという議論や、特定技能の資格を持った者であれば外国人であっても支援金を出す等、人材確保のために個人的な案は沢山あるが、実際のところ事業者もそれぞれ悩んでいる部分であり、事業所からもアイデアを出してもらい、市とも一緒に検討していかなければならないということである。

事業をする側としては行政側に人材確保でなんとかしてほしいとしているわけではなく、我々自身もどうしていったらいいのかを考えながら行政と検討していかなければならないと考えている。

学生がアルバイトをしているが、学生が喜ぶ案は何かというと、働いたことが単位に繋がることであり、実際に学生が言っていることである。

単に自治体だけの問題ではなく、学校側での話もあり、もっと突き詰めると文部科学省との関係も出てくると思う。何ができるのかということについては、選択肢の中で複数あるが、それは今後検討していくという意味では必要な案と思っている。人材確保については、人材発展の事業であるため、人材なくして事業はあり得ないので今の段階で内容を組み込むことは難しいということはわかるので、検討するという文言はどこかに入れた方がよいと思う。

委員：第8期介護保険事業計画では人材確保についての記載はなかったと思うので、今回、第9期介護保険事業計画の中に入れてもらえただけでも、現実的な話が少し進む期待がある。現状、具体的な内容は出せないとしても、第9期の中で検討をしていかないと、利用者がサービスを使えないということも起こり得る。現実として既にケアマネジメントやヘルパーが北広島市内で受けられず、札幌市の事業所で受けられている状況であり、真剣に検討する時期を早めに設ければよいと思う。

部会長：行政任せということで解決できる領域ではなくなっている。計画（案）の中でも謳っているが三位一体ということを中心にしながら、状況を住民の方々にもわかってもらう理解促進についても記載しているので、それはそれで進めながら、人材確保のために何ができるのかというところを検討していくことになる。

委員：記載されている介護人材という言葉の意味について、資格を持った方や専門的な仕事をできる方という意味を言っているのか、学生のアルバイトや主婦等幅広く言っているのかがわからなかった。興味をもって仕事をしたいという人であれば、皆人材に含まれるのかを教えてほしい。

事務局：p71『人材確保対策』と記載した中で、次のp72において『合同就職説明会』の部分で、「中学生や高校生といった若い世代に介護分野への興味を持ってもらえるような取組を検討」と記載しており、資格を持った方以外についても、少しでも働いてもらいたいということから、広い意味での介護人材という認識である。

部会長：福祉人材確保対策就労支援金という事業があり、その対象となる介護人材は資格をもっている者である。介護人材といった場合、資格を持っていない人を含めることもあれば、この支援金については資格を持っている人となる。外国人であったとしても、資格を持っていれば対象になる。ただ、外国人の方はN2やN3等、日本語があまり話せない方が来て、手伝いをしてもらおうが、資格をもっていないため、支援金の対象にはならない。特定技能について、介護の知識として身に着けた人については対象として緩和できないものか、これから検討してどうなるかというところ。外国人の方は介護福祉士の資格を持つと永住することができる。そうではなく、技能実習で来る方は、実習をした後は自国へ帰ってしまう。帰ってしまう方に支援金を出すということは如何なものかとなってしまったので、そこを見極めていかなければならない。また、特定技能の資格を持てば延長して働くことができるので、5年程度働いてもらえるのであれば支援金を出しても良いのではという議論も今後詰めていく必要があるかと思う。

委員：p72『(2) 合同就職説明会』のところで、「中学生や高校生といった若い世代に介護分野への興味を持ってもらえるような取組も検討」とあるが、小学生も入れてほしい。実際に小学生も有効であると色々な地域で言われているため、早い時期からの方が良いと感じる。

部会長：p73『介護現場の業務効率化支援』のところで、国でこれから電子申請届出システムが電子化する取組をしているが、北広島市にある事業所で大きい事業所ではなく、小さい事業所については使っていないところも多いと思う。電子化するとき期間中に環境の整備を行うとなっているが、環境の整備というのはどのような意味合いを持っているか。

事務局：現状、制度自体が始まっていることについての周知、電子申請の移行に向けてどのように実施していくのかというところを、説明会の開催や事業所で検証を行って課題点等を発信していく等できればよいと考えている。

部会長：パソコンを使い慣れていない小さい事業所であると、手間やお金のかかることをする余裕がなく、件数を抱えていないため、通常通り申請した方が早い等あると思う。国は事業所の大小を関係なく進めていく傾向にあるが、事業所の規模や状況も考えて寄り添ってもらえるとありがたい。情報に対して知っている人材がいるかいないかがとても大きい。小さい事業所には人材がおらず、パソコンもあまり使えないというところに関して、情報に長けた人材を派遣して対応してもらおうことも含めて実施されるとありがたいと思う。

部会長：p67『新たな複合型サービス』について、費用がどの程度かかるのかはまだわからないということだと思うが、報酬単価が決まったら、掛け算し算出されるのか。

事務局：おそらく年末から年明けにかけて、国から示されると思う。その中で想定の人数等を考えた上で費用を算出したい。他に記載している計画は、現在のサービス利用単価での給付費の推計をしているので、報酬単価が変更されると費用の見込み額が変わってくる。

委員：p48『老人クラブ活動』について、市内に団体数が21団体、加入者数が647人、1か所あたり約30人程度加入となるが、活動は盛んであるのか。

事務局：コロナ禍で減少傾向にあり、北海道という土地柄もあるのか、全国平均と比べるとかなり少ない数にはなってくる。

委員：p12以降に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」を実施した内容が記入されているが、調査の結果わかったことは各項目の箇所に記入されているが、p30『検討と対策』の辺りに、調査の結果を箇条書きにしてわかったことを明確に記入した方がよいと思う。その上で、第9期介護保険事業計画の検討事項を記載した方がわかりやすいと思う。結果的に何がわかったのかももう少しインパクトがあった方がよい。

事務局：今回であれば、各調査の概要を記載した後に第8期介護保険事業計画との比較ということで、『検討と対策』のところ、第9期についても大きな数字の変化は見受けられず、第8期介護保険事業計画を引き継いだ形で事業を継続していきたいと考えて記載したところである。

委員：今後（第10期介護保険事業計画以降）調査してわかったことはまとめてわかりやすく記載してもらえるとよいと考える。

委員：p71『市民ソーシャルワーカー養成講座』は継続していくのか。ソーシャルワーカーという名称で養成すると参加してくれる人が多いのか。

事務局：今年も先週の土曜日に実施したところであるが、32名の申込があった。参加している方にとってはためになる話になったと思う。困っている人を見つけたら専門職に繋いでくださいということ 키워ドにしており、もう少し一般市民だけではなく若い世代のジュニアソーシャルワーカー等にも繋いでいければ良いと思う。そこから介護に興味をもっといただくとところに発展していければよいと思っている。

部会長：ソーシャルワーカーというと、専門職としてのソーシャルワーカー（生活相談員）というイメージをしてしまうが、求めているところは、そこではなく違和感を感じてしまうと思う。

部会長：これまでご意見をいただいた中で事務局の方で検討し、27日の保健福祉計画検討委員会（全体会）に、高齢福祉部会で意見があったこと内容等話をしてよろしいか。

全体：問題ない。

4 その他

今後のスケジュールについて説明。

5 閉会